

2011年(平成23年)9月27日

会 員 各 位

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員等にかかる
利益相反問題の処理について

平成23年9月1日より原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原紛センター」といいます。)が活動を開始し、福島第一、第二原子力発電所事故に起因する損害賠償請求に関する法的紛争(以下「原賠案件」といいます。)について、被害者と東京電力株式会社との間の和解仲介手続が行われています。

当連合会はこれに協力し、和解仲介手続を実施する仲介委員、それを補佐するパネル調査官、原紛センターのスタッフ等として、多数の会員を推薦しているところです。他方、今後多くの会員が、当事者の代理人として、これらの原賠案件に関与することが予想されています。

このような状況の下、同一会員や同一法律事務所に所属する会員が、原紛センターにおいて原賠案件に関わるとともに当事者代理人として原賠案件に関わることについて、利益相反の問題が生じる場合があるのではないかと疑念が生じています。

これについて、当連合会執行部は、当連合会調査室の意見も徴した上で、慎重審議し、別紙のとおり考え方を取りまとめましたので、会員各位に周知いたします。

なお、別紙の考え方は、原紛センター関係者も含め各方面の御意見をうかがい、当連合会執行部で慎重審議してまとめたものですが、綱紀委員会、懲戒委員会を拘束するものではありません。

また、利益相反の問題が生じない場合でも、秘密保持義務の問題が生じることがあることにも御留意ください。

利益相反についての考え方

当事者からの案件受任の場面における基準（仲介委員就任が先行する場合）

- 1 仲介委員である弁護士 A が仲介委員として現に東京電力株式会社（以下「東電」という。）・被災者 X 間の和解仲介事件を扱い、又は扱った場合に、A が下記案件を受任できるか。

- (1) < 同一案件 >

A は、当該和解仲介事件係属中及び終了後、被災者 X と東電の間の原賠案件について、X・東電いずれからも受任することはできない。

[職務基本規程 27 条 4 号・5 号]

- (2) < 他の被災者の原賠案件 >

A は、当該和解仲介事件係属中は、他の被災者 Y と東電の間の原賠案件について、Y・東電いずれからも受任できない。和解仲介事件終了後も相当期間（3 年程度）は、できる限り Y 及び東電からの原賠案件の受任は慎むことが望ましい。

他の被災者の原賠案件は原則として「同一事件」ではないと考えられるので、職務基本規定 27 条 4 号・5 号には直接には抵触しない。

しかし、同一の事故を原因とする同一の被請求者（東電）に対する請求であることから、同一事件に準じるともいえ、また、現に和解仲介を行う仲介委員の中立公正性の点から、原則として当該和解仲介事件係属中は Y の案件を取り扱うべきではない。

また、和解仲介事件係属中でなくても仲介委員であった者が事件終了直後に他の被災者の原賠案件を受任することは仲介委員の中立公正性に疑念を招来させるおそれがあると考えられる。この点については、原紛センターにおいて、仲介委員について案件終了後一定期間の原賠案件の取扱いをしない旨の規律を定める予定とのことであるから、当該規律に従うべきである。

なお、当事者、争点その他から Y の事案が X の事案と実質的に同一事件と目される場合には(1)と同様となる。

- (3) < 当事者の原賠案件以外の案件 >

Aは、当該和解仲介事件係属中は、被災者X又は東電の原賠案件以外の案件を受任できない。和解仲介事件終了後も相当期間（3年程度）は、できる限りX・東電からの他の案件の受任は慎むことが望ましい。

当事者の原賠案件以外の案件は「同一事件」ではないので、職務基本規定27条4号・5号には直接には抵触しない。

しかし、現に和解仲介を行う仲介委員の中立公正性の観点から、仲介事件係属中及び事件終了直後は、原則として同一当事者に関しては他の案件であっても取り扱うべきではない。この点については、原紛センターにおいて、仲介委員について原賠案件の係属中及び事件終了後一定期間の当事者の他の案件の取扱いをしない旨の規律を定める予定とのことであるから、当該規律に従うべきである。

- 2 仲介委員である弁護士Aが仲介委員として現に東電・被災者X間の和解仲介事件を扱い、又は扱った場合に、仲介委員Aと事務所を共にする弁護士Bが下記案件を受任できるか。

- (1) < 同一事件 >

Bは、当該和解仲介事件係属中及び終了後、被災者Xの原賠案件について、X・東電いずれからも受任することはできない。

[職務基本規程27条4号・5号・57条]

同一当事者間の同一の事件については、いかに情報遮断措置等が採られたとしても、事務所を共にする弁護士の1人が仲介委員となり、他の1人が当事者の代理人等となることは職務の公正を保ち得ないと考えられる。

- (2) < 他の被災者の原賠事件 >

Bが、東電と他の被災者Yの間の原賠案件について東電・Yのいずれかを受任することは、一定の情報遮断措置が所内及び原紛センターで採られており、かつBがYの原賠案件を受任することに東電に異議がないことを条件に可とする。

1(2)同様、他の被災者の原賠案件は、「同一事件」ではないとはいえ、同一の事故を原因とする同一の被請求者（東電）に対する請求であることから、同一事件に準じるともいえ、また、仲介委員の中立公正性を確保する観点も必要である。しかしながら、仲介委員

A自身の受任ではなく他の弁護士Bの受任であることから，一定の情報遮断措置が採られており，かつ，東電に異議がない場合には，BによるYの案件の取扱いを可とすることが相当である。

なお，当連合会から東電に対して，かかる場合について，Aの中立公正性について疑うに足る特段の理由がない限り異議を述べない取扱いとすることを要請し，了解を得ている。

Aが自己の和解仲介案件において利害関係情報として開示すべき内容については原紛センターの規律に従うべきである。

なお，当事者，争点その他から実質的に同一事件と目される場合には(1)と同様となる。

(3) <当事者の原賠以外の事件>

Bが，東電又は被災者Xの原賠以外の案件を受任することは可とする。

なお，この場合も仲介委員Aが利害関係情報として当事者に開示すべき情報については原紛センターの規律に従うべきである。

原紛センター仲介委員となる場面における基準（事件受任先行する場合）

1 東電又は被災者X若しくは被災者Yの案件を，弁護士Aが現に受任し，又は過去に受任していた場合，Aが原紛センターの仲介委員として東電・X間の和解仲介を行えるか。

(1) <同一事件受任先行>

Aが，東電と被災者Xの間の原賠案件について，東電・Xいずれかを現に受任し，又は過去に受任していた場合，当該和解仲介事件について仲介委員となることはできない。ただし，過去に代理受任に至らない簡単な相談に応じていたにとどまる場合は，その事実を両当事者に開示して，当該和解仲介事件について仲介委員として和解仲介を行うことができる。

[職務基本規程 8 1 条]

(2) <他の被災者の原賠案件受任先行>

Aが，東電と他の被災者Yの間の原賠案件を現に受任し，又は過

去に受任していた場合，東電・X間の当該和解仲介事件について仲介委員となることはできない。ただし，過去に代理受任に至らない簡単な相談に応じていたにとどまる場合は，その事実を両当事者に開示して，Aは当該和解仲介事件（東電と被災者Xの間の事件）について仲介委員として和解仲介を行うことができる。

[職務基本規程 8 1 条]

被災者Yの原賠案件とXの和解仲介事件は原則として「同一事件」ではないが，同一の事故を原因とする同一の被請求者（東電）に対する請求であることから，同一事件に準じるともいえ，一方当事者の原賠案件について賛助あるいは代理受任をし，あるいは過去にしていた場合に，その者自身が仲介委員として活動することはその職務の公正性に疑念を抱かしめるものであるので，仲介委員として和解仲介事件を取り扱うべきではない。

(3) <当事者の原賠以外の案件受任先行>

Aが，東電又は被災者Xの原賠以外の案件を現に受任している場合は，仲介委員として和解仲介を行うことができない。しかし，Aが，東電又はXの原賠以外の案件を過去に受任していた場合，その事実を利害関係情報として開示して，当該和解仲介事件について仲介委員として和解仲介を行うことができる。

被災者Xの原賠以外の案件とXの和解仲介事件は「同一事件」ではない。しかし，一方当事者の他の案件について賛助あるいは代理受任をし，あるいは過去にしていた場合に，その者が仲介委員として活動することはその職務の公正性に疑念を抱かしめるものであるので，原則として，仲介委員として和解仲介事件を取り扱うべきではない。ただし，その事実を当事者に開示した上で異議がない場合にまで，これを否定する理由はない。

なお，原紛センターで除斥・回避事由ないし利害関係情報開示などについて規律する予定とのことであるので，これに従うべきである。

- 2 東電又は被災者X若しくはYの案件を弁護士Bが現に受任し又は過去に受任していた場合，Bと事務所を共にする弁護士Aが原紛センターの仲介委員として東電・X間の和解仲介を行えるか。

(1) < 同一事件受任先行 >

Bが、東電と被災者Xの間の原賠案件について、東電・Xのいずれかを現に受任し、又は過去に受任していた場合、Aは当該事件について仲介委員として和解仲介を行うことはできない。

[職務基本規程 8 1 条]

(2) < 他の被災者の原賠案件受任先行 >

Bが、東電と他の被災者Yの間の原賠案件を現に受任し、又は過去に受任していた場合、一定の情報遮断措置が所内及び原賠センターで採られており、かつ、BがY又は東電の原賠案件を受任していることについて利害関係情報として開示され、当事者に異議がないことを条件に、Aは当該和解仲介事件(東電と被災者Xの間の事件)について仲介委員として和解仲介を行うことができる。

被災者Yの原賠案件とXの和解仲介事件は原則として「同一事件」ではないが、同一の事故を原因とする同一の被請求者(東電)に対する請求であることから、同一事件に準じるともいえ、同一事務所の他の弁護士が一方当事者の原賠案件について賛助あるいは代理受任をし、あるいは過去にしていた場合に、仲介委員として活動することはその職務の公正性に疑念を抱かしめるおそれがないとはいえない。しかし、同一人が代理人と仲介委員を兼ねる場合と異なり、情報遮断措置が執られており、さらに事実関係を当事者に開示した上で異議がない場合にまで、これを否定する理由はない。

なお、当連合会から東電に対して、かかる場合について、Aの中立公正性について疑うに足る特段の理由がない限り異議を述べない取扱いとすることを要請し、了解を得ている。

原紛センターでは、除斥・回避事由ないし利害関係情報開示などについて規律する予定とのことであるので、具体的にはこれに従うべきである。

(3) < 当事者の原賠以外の案件受任先行 >

Bが、東電又は被災者Xの原賠以外の案件を現に受任し又は過去に受任していた場合、Aがその事実を両当事者に開示して、Aは当該和解仲介事件について仲介委員として和解仲介を行うことができる。

被災者Xの原賠以外の案件とXの和解仲介事件は「同一事件」で

はない。しかし，同一事務所に所属する他の弁護士が一方当事者の他の案件について賛助あるいは代理受任をし，あるいは過去にしていた場合に，仲介委員として活動することはその職務の公正性に疑念を抱かしめる場合もあり得る。そこで，その事実を当事者に開示した上で当事者の異議がない場合に仲介委員として和解仲介を行うことができるとするのが相当である。

なお，原紛センターで除斥・回避事由ないし利害関係情報開示などについて規律する予定とのことであるので，具体的にはこれに従うべきである。

- * 以上は，主として仲介委員について述べたが，原紛センターの調査官等（総括委員，所長，次長等を含む）についても具体的な個々の和解仲介事件の処理に關与する限りで，これに準ずる。
- * 利益相反は，原紛センター全体を一個の主体として取り扱うのではなく，仲介委員（合議体を構成する場合については合議体構成員全員について）ごとに判断するものとする。
- * 「受任」とは，原紛センターの和解仲介事件の代理のみならず，相談，相対交渉，訴訟の受任を含む。
- * 「一定の情報遮断措置」としては，以下のような規律を文書にして原紛センターに差し入れることなどが考えられる。
 - 仲介委員 A は，B の案件に關与しない。
 - 仲介委員 A は，和解仲介案件の情報を B 及び他の事務所の構成員と共有しない。
 - 仲介委員 A は，和解仲介事件の記録を事務所に持ち帰り執務する必要がある場合には，和解仲介事件の記録を他の事件の記録とは別に，嚴重に保管する。
 - B は，受任案件の情報を仲介委員 A と共有しない。
- * 事務所を共にする状態からの離脱の場合について

2 (1)，(2)において，弁護士 A と弁護士 B が過去に事務所を共にしていた時点で東電・X 間の和解仲介事件において A が仲介委員として和解仲介を行ったが，その後 A・B が事務所を共にする弁護士でなくなった場合においては，原則として職務の公正を害しないものとして，これらの制限に抵触しないものと取り扱う。ただし，事務所を共にしている

間において，当該和解仲介事件の内容について協議していたなどの特段の事情があるときは，事務所を共にしている場合と同様に扱う。

2 (1)，(2)においては，弁護士 A と弁護士 B が事務所を共にしていた時点で B が東電・被災者 X 間の原賠案件につき東電・X のいずれかを受任していた場合においては，A は原則として仲介委員就任についての制限には抵触しないものと取り扱う。ただし，事務所を共にしている間において，当該和解仲介事件の内容について協議していた等の特段の事情があるときは，事務所を共にしている場合と同様に扱う。

- * 利害関係情報を開示し，当事者が異議又は忌避申立てをした場合，異議により仲介委員から除かれるとするか，忌避理由が認められて初めて除かれるとするかは，原紛センターにおいて適宜規律する。
- * 以上，東電と被災者について論じたが，広い意味での利益相反は，東電の保険会社や機器供給業者等の代理人となる弁護士及びその弁護士と事務所を共にする弁護士にも生じ得る。これらについては，少なくとも上記より厳しくなることがないよう運用することが適当と考えられる。

以上